

令和5年1月11日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の3件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 今井、挽地

TEL : 03-3507-9220 (直通)

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	経口補水液	クラシエの経口補水液	クラシエ株式会社	2010401061852	クラシエの経口補水液は、水に溶かして使用する経口補水液用粉末です。本品は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態の方の、水・電解質の補給に適した病者用食品です。	第2023010号
2	経口補水液	スムーズイオン経口補水液	赤穂化成株式会社	1140001039980	スムーズイオン経口補水液は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態における水・電解質の補給に適した食事療法(経口補水療法)に用いる病者用食品です。	第2023011号
3	えん下困難者用食品	冷凍味付けやわらか納豆 極きざみひきわり	旭松食品株式会社	1140001039980	本品は、えん下困難者に適したひきわり納豆です。	第2023012号